

## 第2回 石巻地方広域水道企業団水道料金のあり方の審議（議事要旨） （石巻地方広域水道企業団第143回経営審議会）

日時 令和4年3月22日（火）午後2時00分開会

会場 石巻地方広域水道企業団301会議室

出席委員（14名）

出席職員（12名）

説明補助職員及び事務局（4名）

### ◆ 1 開会

### ◆ 2 会長あいさつ

### ◆ 3 事務局長あいさつ

— 以降について須能会長を座長として審議進行 —

### ◆ 4 第1回水道料金のあり方の審議における質問事項

(1) 水道スマートメーターについて

— 資料に基づき水道スマートメーターについてを説明 —

(2) 企業債について

— 資料に基づき企業債についてを説明 —

(3) 水道料金に差が生じる原因について

— 資料に基づき水道料金に差が生じる原因についてを説明 —

#### 【質疑・意見】

○委員 企業債について、金利が高いときの借入れ分を借り換えすることはできないか。

○企業団 企業債は概ね30年で返済しています。金利が高い企業債は平成の初め頃に借りたものですが、借り換えや繰り上げ償還については条件があり、簡単にはできなくなっております。繰り上げ償還では補償金を支払わなければならない場合もあります。

### ◆ 5 審議事項

(1) 現行料金と料金改定の考え方について

— 資料に基づき現行料金と料金改定の考え方についてを説明 —

#### 【質疑・意見】

○委員 一般家庭用とは、口径20mm以下のことを指すのか。

○企業団 一般的に家庭用でお使いいただく口径は、13mmと20mmがほとんどです。事業用で20mmを使うところなどもありますが、企業団では、大きく分けて一般用として13mmと20mm、25mm以上を事業用の大口径として考えています。

○委員 20mmより大きい一般家庭用もあるか。

○企業団 一般家庭用だと6栓までが13mm、16栓まで20mmが該当します。また、その割合については、13mmが約6割、20mmが約4割の比率になっております。

○委員 給水原価202.16円について、水道事業の給水原価というものは比較的安定したものなのか。それとも、この先上昇して行く予測となっているか。

○企業団 給水原価の費用の中には、燃料費、人件費、電力料等も含まれており、今後良くなるというよりは厳しくなるという見方をしています。

○会長 特に1番影響するのは、水をポンプアップするための費用という理解でよいか。

○企業団 影響が出やすいのは動力費だと考えています。

○会長 電力について、太陽光エネルギー活用の検討はされているか。

○企業団 太陽光発電について今現在企業団では、須江山配水池に設置しています。ただし、それで須江山浄水場全ての稼働はできず、日常の庁舎の一部の電気は賄えますが、浄水処理関連の電力は賄えない状況です。須江山浄水場や鹿又取水場では、災害時への備えとして自家発電施設を設置している状況で、先週の地震で数時間停電となった際にも稼働しています。

○会長 これから燃料も下がることはないと思いますし、エネルギー費用の問題は大きいと思いますので、今後も検討していただきたいと思います。

○企業団 料金のあり方審議の進め方について、本日改定案を提案しています。これについての御意見などを次回の審議会で審議願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○会長 それでは次回までにそれぞれで考えて来ていただきたいと思います。修正すべき点などを次回は審議する場にしたいと思います。

○企業団 給水原価を上げる要因に、施設や管路を修繕、メンテナンス、調査するといった維持管理費用が含まれます。更新工事をしなければ、当然に古い施設や管路の事故が発生しやすい状況になります。そうならないために、現在の試算では年間32億円の更新工事を実施していく必要があるということになります。適正な時期に適正な更新ができるように料金のあり方を検討したいというのが今回の趣旨ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(2) 質問, 要望等

庶務

## ◆ 6 その他

### 【質疑・意見】

○委員 料金改定に関して、この後予定する審議会を経て、6月で決定するというのか。それから、その後に議会を経て、いつ頃から値上げを予定しているか。

○企業団 順調に進んだ場合には、経営審議会から答申をいただき、それを基にした改定案を議会上に上程し、議決されれば料金改定の条例が決定します。その後予算措置をするという流れで考えており、順調にこのスケジュールで進んだ場合には、令和5年度での改定を想定しています。

○会長 スムーズに審議が終了し、議会あるいは関係先の了解を得られれば、令和5年度から新料金に改定するスケジュールを考えているということですね。

○企業団 水道料金は月遅れで請求されていますので、例えば4月1日から施行となった場合には、4月1日以降に使用した分からの適用となり、実際に使用者に対しては、令和5年6月に請求される分からの新料金となる予定です。

## ◆ 7 閉会 (午後3時05分)